

明日へのはばたき

◇ 障害者のしおり ◇



令和8年9月

熊谷市障害福祉課

窓口一覧

機 関 名	電 話	所在地及びメールアドレス
熊谷市役所	048-524-1111	熊谷市宮町 2-4 7-1
生活福祉課	(内線)295	seikatsufukushi[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
長寿いきがい課	(内線)280	chojuikigai[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
障害福祉課	(内線)531 (FAX 048-524-8790)	shogaifukushi[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
熊谷市障害者基幹相談 支援センター	(内線)536 (直通)048-580-4633	
こども政策課	(内線)292	kodomoseisaku[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
市民税課	(内線)244	shiminzei[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
保険年金課	(内線)277	hokennenkin[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
営繕課	(内線)337	eizen[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
選挙管理委員会事務局	(内線)397	senkan[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
教育委員会教育研究所	(内線)393	kyoikukenkyu[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
妻沼行政センター	048-588-1321	熊谷市弥藤吾 2 4 5 0
福祉係	(内線)335	m-fukushi[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
大里行政センター		熊谷市中曽根 6 5 4-1
市民福祉係	0493-39-4804	o-gyoseic[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
江南行政センター	048-536-1521	熊谷市江南中央 1-1
市民福祉係	(内線)126	c-shiminfukushi[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
熊谷市障害者虐待防止センター	048-501-5411 (FAX 048-527-3020)	熊谷市宮町 2-6 5 (障害福祉会館内)
熊谷市保健センター		熊谷市石原 3-2 7 (熊谷保健センター1階)
こども相談課	048-577-8480	kodomosodan[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
健康推進課	048-528-0601	kenkosuishin[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
地域保健課	048-525-2722	chiikihoken[アットマーク]city.kumagaya.lg.jp
障害福祉会館	048-524-7068	熊谷市宮町 2-6 5
熊谷市障害者相談支援センター	048-501-0439 (FAX 048-578-4026)	熊谷市宮町 2-6 5 (障害福祉会館内)
大里地域市町障害者地域活動支援センター (精神障害者用相談支援窓口併設)	048-599-2020 (FAX 048-520-5528)	熊谷市石原 5 1 9-5
障害者就労支援センター	048-598-7662 (FAX 048-598-7679)	熊谷市江南中央 1-1 (江南行政センター内 3 階)
熊谷児童相談所	048-521-4152	熊谷市箱田 5-1 2-1
熊谷保健所	048-523-2811 (FAX 048-520-3271)	熊谷市末広 3-9-1
熊谷市社会福祉協議会事務局	048-588-2345 (FAX 048-588-2815)	熊谷市弥藤吾 2 4 5 0 (妻沼行政センター内 2 階)
熊谷支所	048-521-2735	熊谷市本町 1-9-1
大里支所	0493-39-0471	熊谷市中曽根 6 5 4-1 (大里行政センター内 1 階)
妻沼支所	048-588-2888	熊谷市弥藤吾 2 4 5 0
江南支所	048-536-7310	熊谷市江南中央 1-1
熊谷市シルバー人材センター	048-536-8081	熊谷市江南中央 1-1
熊谷点字図書館	048-525-0777 (FAX 048-527-4023)	熊谷市末広 3-9-1 (熊谷地方庁舎内)
熊谷市立熊谷図書館	048-525-4551	熊谷市桜木町 2-3 3-2
熊谷警察署	048-526-0110 (FAX 共通)	熊谷市石原 4 4 1-4
熊谷税務署	048-521-2905	熊谷市仲町 4 1
熊谷年金事務所	048-522-5012	熊谷市桜木町 1-9 3
熊谷公共職業安定所	048-522-5656 (FAX 048-524-5690)	熊谷市箱田 5-6-2
埼玉県自動車税事務所熊谷支所	048-532-8011	熊谷市御稜威ヶ原 7 0 1-5
埼玉県熊谷県税事務所	048-523-2809	熊谷市末広 3-9-1

I. 障害者手帳	1
II. 医療費の助成	
1 重度心身障害者医療費助成	2
2 自立支援医療	2
3 指定疾患医療給付制度	4
4 障害者歯科相談医制度	4
III. 障害者総合支援法サービス・児童福祉法支援	
1 障害福祉サービス・地域相談支援及び障害児通所支援	5
2 地域生活支援事業	9
3 補装具について	9
4 重度障害者等日常生活用具について	10
5 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具について	11
6 重度身体障害者居宅改善整備費補助金について	12
IV. その他の日常生活の援助	13
V. 各種減免	
1 交通機関の料金割引等	27
2 税の控除・減免等	29
3 その他の減免、割引等	33
VI. 手当・年金等	
1 障害児（者）の手当	35
2 児童扶養手当	36
3 年金	36
4 その他	37
VII. 教 育	39
VIII. 職 業 訓 練	40
IX. 埼玉県思いやり駐車場制度	41
X. ヘルプマークの配布	42
○身体障害者障害程度等級表	
○療育手帳障害等級判定基準	
○精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準	
○障害程度等級別該当事業一覧	

I 障害者手帳

この冊子でご紹介するものをはじめ、障害のある方々のために様々な援助や支援のサービス（制度）があります。それらのサービスをご利用になる際に障害者手帳をご活用いただけます。

※ 障害者手帳がなくてもサービスが利用できる場合もあります。（例：18歳未満で一定の要件を満たす方、発達障害や精神障害のある方で一定の要件を満たす方、指定難病医療受給者証をお持ちの方など。）詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。

埼玉県では平成27年10月から、3種類の障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を①同じ大きさ、②紺色のカバー、③表記を「障害者手帳」に統一されました。

なお、現在お持ちの手帳は、そのままご利用いただけます。

身体障害者手帳 （紺色または赤色のカバー）

身体障害児（者）が、いろいろな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の種類や程度によって重い方から1級～6級に区分されています。（等級表 P 4 1 参照）

療育手帳 （紺色または緑色のカバー）

知的障害児（者）が、いろいろな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度によって重い方から㉠、A、B、Cの4段階に区分されています。（判定基準 P 4 4 参照）

精神障害者保健福祉手帳 （紺色）

精神障害児（者）が、いろいろな福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の程度によって重い方から1級～3級に区分されています。（判定基準 P 4 5 参照）

《上記の各手帳の窓口》

障害福祉課

妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

※障害の程度や住所、氏名が変わったときや死亡等により手帳を必要としなくなった場合は、《窓口》へ必ず届け出てください。

Ⅱ 医療費の助成

1 重度心身障害者医療費助成

《 概 要 》

重度の障害者が医療機関を受診したときに、医療費の保険診療の自己負担分を支給します。ただし、所得制限があります。

《対象者》

- ① 1級～3級の身体障害者手帳を持っている方
- ② ㊦～Bの療育手帳を持っている方
- ③ 1級～2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方
(ただし、精神病床への入院費用は助成の対象となりません。)

※2級の方は、自立支援医療(精神通院)にかかる医療費の自己負担分のみ対象となります。

- ④ 65歳以上の方で、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態であり、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方

※平成27年1月1日以降に、65歳以上で新たに重度心身障害者(上記①～④の対象者)となった方は対象になりません。

《 窓 口 》

障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

2 自立支援医療(自己負担の上限額はP.3の表を参照)

(1) 精神通院医療

《 概 要 》

精神科の通院治療を受けている方について、窓口支払いの際、所得に応じて自己負担額が軽減されます。

(2) 更生医療

《 概 要 》

障害の程度を軽くしたり、取り除くための医療(人工関節置換術、弁置換術、人工透析療法、抗免疫療法など)を指定医療機関で受けた場合に、窓口支払いの際、所得に応じて自己負担額が軽減されます。

《対象者》

18歳以上で身体障害者手帳を持っている方

(3) 育成医療

《 概 要 》

身体障害児(18歳未満)に早期に治療を行い生活能力を持たせるための医療を指定医療機関で受けた場合に、窓口支払いの際、所得に応じて自己負担額が軽減されます。

《対象者》

肢体不自由、視覚、聴覚、音声言語機能障害並びに心臓疾患、腎臓疾患、小腸機能、肝臓機能障害等の内臓障害のある児童

《上記(1)(2)(3)の窓口》

障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

＜自立支援医療月額負担上限額表＞

生活保護 世帯	市民税非課税世帯		市民税課税世帯		
	低 1	低 2	中間 1	中間 2	一定以上
	本人収入額 82 万 6 千 5 百 円 以下	本人収入額 82 万 6 千 5 百 円 超	市民税額（所得割） 3.3 万円未満	市民税額（所得割） 23.5 万円未満	市民税額（所得割） 23.5 万円以上
0 円	負担上限額 2,500 円	負担上限額 5,000 円	負担上限額 5,000 円（注 2）	負担上限額 10,000 円（注 2）	対象外
			「重度かつ継続」の認定を受けた方（注 1）		
			負担上限額 5,000 円	負担上限額 10,000 円	負担上限額 20,000 円

（注 1）「重度かつ継続」の範囲についてはそれぞれの窓口でご確認ください。

（注 2）育成医療のみ該当になります。

備考 1 この制度における「世帯」とは、医療保険単位で、住民票とは異なります。異なる医療保険に加入している家族は「別世帯」と考えます。

2 上表の太枠内に該当する方は医療費が 1 割負担となります。

3 差額ベッド代等医療保険対象外のものは対象となりません。

3 指定疾患医療給付制度

《 概 要 》

国や県が指定した疾患の方(難病患者)に対し、医療費等の一部を負担します。

1 特定疾患 2 先天性血液凝固因子欠乏症 3 小児慢性特定疾患

《 窓 口 》

熊谷保健所（電話 048-523-2811）

4 障害者歯科相談医制度

《 概 要 》

地域における歯科診療の担当者として、障害者等の歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理を行うとともに、歯科治療、予防措置、訪問診療及び応急措置を行います。

氏 名	診療所名称	住所	TEL	FAX
鯨 井 正 夫	クジライ矯正歯科	筑波 1-52-8	048-525-6006	048-525-8234
小 林 慶 子	小林歯科医院	村岡 531	048-536-6837	048-536-6837
小 澤 博 道	小澤歯科医院	本町 1-31	048-524-1180	048-524-0648
中 村 直 史	中村歯科医院	宮前町 1-85	048-524-0291	048-526-6589
三 橋 守 泰	三橋歯科医院	箱田 2-3-6	048-521-0530	048-526-3843
黒 木 仁 英	アルファ歯科医院	銀座 7-20	048-524-7413	048-524-7420

《問合せ》

埼玉県保健医療部健康長寿課（電話 048-830-3585）



Ⅲ 障害者総合支援法サービス・児童福祉法支援

1 障害福祉サービス・地域相談支援及び障害児通所支援

(1) サービスの種類

種類	サービスの名称	サービスの内容
介護給付	居宅介護	入浴や排せつ、食事の介護等の身体介護や家事援助、通院介助、乗降介助等を行います。(対象者: 自宅で介護が必要な方)
	重度訪問介護	自宅にて入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動中の介護を総合的に行います。(対象者: 重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者で常時介護が必要な方)
	同行援護	視覚障害者に対し、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護を行います。(対象者: 重度視覚障害者)
	行動援護	外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。(対象者: 知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有するため、常時介護が必要な方等)
	短期入所	自宅で介護する方が、病気その他の理由により介護ができない場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。(対象者: 自宅に介護者がいない方等)
	重度障害者等包括支援	居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。(対象者: 寝たきり状態等の介護の必要性がとて高い方)
	療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。(対象者: 長期の入院による医療ケアと常時介護を必要とする方等)
	生活介護	昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産の機会を提供します。(対象者: 常時介護が必要な方等)
	施設入所支援(夜間ケア等)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(対象者: 夜間において介護が必要な方、通所では自立訓練や就労移行支援の利用が困難な方等)
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(対象者: 地域生活を営むために必要な訓練を希望する方等)
	就労選択支援	就労を希望する障害者に対し、短期間の活動を通じて適性・意向等を評価・整理し、適切な就労支援サービスの選択の支援を行います。(対象者: 就労移行・就労継続支援の利用や一般就労について適切な選択のための支援を必要とする方。)
	就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(対象者: 一般企業への就労を希望する方等)
	就労継続支援	働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(対象者: 一般企業での就労が困難な方等)
	就労定着支援	対面支援と企業訪問を行い、課題の把握と、企業、関係機関との連絡調整、課題解決に向けた支援を行います。(対象者: 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を経て一般就労へ移行した方)
	共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を行う方に、住居で相談や日常生活上の援助を行います。(対象者: 地域での共同生活を希望する方)
	自立生活援助	一人暮らしをするには理解力や生活力に不安がある方に一定期間、定期的な訪問と、随時、電話やメールでの相談等を行います。(対象者: 入所施設やグループホーム、精神科病院等から一人暮らしに移行した方)
支援給付 地域相談	地域移行支援	住居の確保や地域での生活に移行するために必要な相談や支援を行います。(対象者: 施設入所者や精神科病院に長期入院している精神障害者)
	地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている方に、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

種類	サービスの名称	サービスの内容
通所給付 障害児	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。(対象者:未就学の障害児)
	居宅訪問型 児童発達支援	自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与等の支援を行います。(対象者:外出が著しく困難な重症心身障害児等)
	医療型児童 発達支援	児童発達支援及び治療を行います。(対象者:肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障害児)
	放課後等 デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。(対象者:原則6歳から18歳までの就学している障害児)
	保育所等 訪問支援	施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。(対象者:保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の施設へ通う障害児)
支援給付 計画相談	計画相談支援	障害福祉サービスの利用にあたり、サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施等を行います。
支援給付 障害児相談	障害児相談 支援	障害福祉サービスの利用にあたり、障害児支援利用計画の作成、モニタリングの実施等を行います。

(2) 利用の方法

利用者の生活実態や家族等の支援の状況等を聞き取り、サービスの種類や量等を決定します。必要に応じて、「介護給付費等支給審査会」の意見を聞く等しながら、基準に基づいた適切なサービス等の支給を行いますので、障害福祉課にご相談ください。

(3) 利用者の負担

障害福祉サービスのひと月ごとの利用者負担額は、所得に応じて設定されています。所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

＜所得を判断するときの世帯の範囲＞

種 別	世 帯 の 範 囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

<障害者の利用負担>

区 分	世帯の収入状況	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	<市民税非課税世帯> ・ 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、 おおむね 300 万円以下の収入 ・ 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が おおむね 125 万円以下の収入	0 円
一般 1	<市民税課税世帯で所得割 16 万円未満> 20 歳以上の入所施設利用者除く 共同生活援助サービス利用者除く	9,300 円
一般 2	市民税課税世帯で一般 1 以外	37,200 円

※ 計画相談支援の利用負担はありません。

<障害児の利用負担>

区 分	世帯の収入状況	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般 1	市民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用者の場合
		入所施設利用の場合
一般 2	市民税課税世帯で一般 1 以外	37,200 円

※ 障害児相談支援の利用負担はありません。

(4) 利用施設

※ 別冊「障害福祉サービス事業所一覧」を参照ください。

(5) 高額障害福祉サービス費の支給

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が 37,200 円を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます（償還払いの方法によります）。

障害児が障害者総合支援法に基づくサービス、児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児入所支援のうち、いずれか 2 以上のサービスを利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます（償還払いの方法によります）。

また、世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担

額と同様になるように軽減します。

《合算の対象となるサービス利用料》

- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの利用者負担額
- ・ 補装具費の利用者負担額（平成24年4月以降の支給決定分が対象）
- ・ 介護保険法に基づくサービスの利用者負担額
- ・ 児童福祉法に基づく「障害児支援（入所・通所）」のサービスの利用者負担額

(6) 新高額障害福祉サービス等給付費の支給

障害のある方が65歳に到達すると、原則として障害福祉サービスから介護保険サービスの利用に移行しますが、その際に利用者負担額が増額するというケースがありました。このケースを解消するため、平成30年4月から各種要件を満たした方について、介護保険移行後に利用した特定の介護保険サービスの利用者負担額を障害福祉制度によって支給する「新高額障害福祉サービス等給付費」が設けられました。

〈対象者の要件〉

助成の対象者になるには、以下のような要件を全て満たす必要があります。

1	65歳になる前5年間継続して、特定の障害福祉サービス（※1）の支給決定を受けており、介護保険移行後に、これらに相当する特定の介護保険サービス（※2）を利用していること。 ※1：特定の障害福祉サービス 居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所 ※2：特定の介護保険サービス 訪問介護、通所介護、短期入所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは除く。）
2	65歳に達する日の前日の属する年度（※）において、本人及び同一世帯に属する配偶者が「市民税非課税」または「生活保護」に該当していたこと。 ※65歳に達する日の前日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度。
3	65歳に到達した後、特定の介護保険サービスの提供月（※）に、本人及び配偶者が「市民税非課税」または「生活保護」に該当していること。 ※当該サービスを利用した月が4月から6月までの場合にあっては、前年度。
4	65歳に達する日の前日において、障害支援区分が区分2以上であったこと。
5	40歳から65歳になるまでの間に介護保険法による保険給付を受けていないこと。

※ 申請方法等については、障害福祉課にご相談ください。

2 地域生活支援事業（※このほかは各事業として掲載）

事業名	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な方について、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	自宅で介護する人が、病気その他の理由により介護ができない場合などに、日中の短期間、施設で介護を行います。

<利用負担>

区分	世帯の収入状況	負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	上記以外の世帯	37,200円

その他、地域の特性や利用者の状況に応じて事業を実施しています。窓口にご相談ください。

《窓口》 障害福祉課

3 補装具について

《概要》

身体障害者（児）及び難病等による障害がある方に対し、身体の障害を補う用具として必要な補装具の購入や修理、借受けに要した費用の額のうち、基準価格の範囲内で原則9割分の支給を受けることができます。補装具費の支給を受けたいときは、購入または修理の前に必ず窓口までご相談ください。事前にご相談いただけませんと、原則として支給できません。

《品目》

補装具には、以下のようなものがあります。（介護保険等が優先される場合有）

義肢・装具・座位保持装置・視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・車椅子・電動車椅子・座位保持椅子・起立保持具・歩行器・頭部保持具・排便補助具・歩行補助つえ・重度障害者用意思伝達装置

《利用者の負担》

原則として、購入等費用の1割の自己負担が必要ですが、補装具費の支給を受けるときの利用者負担額は、所得に応じて設定されています。所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

<所得を判断するときの世帯の範囲>

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

＜障害者の利用負担＞

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税 <u>非課税</u> 世帯	0 円
一般	市民税 <u>課税</u> 世帯	37,200 円

※一般の区分で市民税所得割額 46 万円以上の方がいる場合、補装具費の支給対象となりません。（障害児を除く。）

《 窓 口 》

障害福祉課

《持参するもの》

身体障害者手帳又は指定難病医療受給者証

難聴児補聴器購入費助成について

《 概 要 》

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用及び修理費用の一部を助成します。助成を受けたいときは、購入前に必ず窓口までご相談ください。事前にご相談いただけませんと、原則として支給できません。

《 窓 口 》

障害福祉課



4 重度障害者等日常生活用具について

《 概 要 》

在宅の重度の障害者（児）及び難病等による障害がある方に対し、日常生活を容易にするために必要な日常生活用具の購入に要する費用のうち、基準価格の範囲内で原則 9 割分の支給を受けることができます。日常生活用具購入費の支給を受けたいときは、購入前に必ず窓口までご相談ください。事前にご相談いただけませんと、原則として支給できません。

《日常生活用具の要件》次の要件を満たすもので、下表のとおり分類です。

- ① 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ② 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの
- ③ 用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

《利用者の負担》

前ページの補装具の＜利用負担＞に同じ

《所得を判断するときの世帯の範囲》

前ページの補装具の＜世帯の範囲＞に同じ

《 窓 口 》

障害福祉課

《持参するもの》

身体障害者手帳又は指定難病医療受給者証

＜日常生活用具の分類＞（種目によっては介護保険からの貸与等が優先されます。）

種 目	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具ならびに障害児が訓練に用いる椅子等のうち、障害者等および介助者が容易に使用する事ができるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用する事ができるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排せつ管理支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

5 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具について

《 概 要 》

県が発行する小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方に対し、日常生活を容易にするために必要な日常生活用具の購入に要する費用のうち基準価格の範囲内で公費による支給を受けることができます。日常生活用具購入費の支給を受けたいときは、購入前に必ず窓口までご相談ください。事前にご相談いただけませんと、原則として支給できません。

《日常生活用具の要件》

前ページの要件と同様

《利用者の負担》

世帯の所得に応じて自己負担があります。

《所得を判断するときの世帯の範囲》

前ページの補装具の＜世帯の範囲＞に同じ

《 窓 口 》

障害福祉課

《持参するもの》

小児慢性特定疾病医療受給者証

6 重度身体障害者居宅改善整備費補助金について

《 概 要 》

在宅の重度身体障害者の日常生活における環境改善及び自立の促進を図るため、居室、トイレ、浴室等居宅の一部を改造する場合、生活保護世帯の方は36万円、その他の世帯の方は24万円を上限に補助します。

《対象者》

下肢または体幹機能障害1級もしくは2級の身体障害者手帳をお持ちの方

※住宅の新築、増築、改築及び介護保険、日常生活用具の住宅改修の対象となる場合は対象外です。

※所得制限があります。

《 窓 口 》

障害福祉課

Ⅳ その他の日常生活の援助

1 自宅で生活されている方へ

(1) 配食サービス事業

《 概 要 》

自ら食事の支度をするのが困難で親族等から食事の提供が受けられない状況にある重度心身障害者に、週4日を限度に昼食をお届けし、日常の安否を確認します。1食400円の自己負担があります。

また、日曜と1月1日～3日及び12月31日は休業です。

《対象者》

上記の状況により配食サービスが必要と認められる重度心身障害者

※65歳以上の方の場合は、高齢者施策が優先します。

《持参するもの》

障害者手帳

(2) 入浴サービス事業

《 概 要 》

重い障害のため、家庭において入浴することが困難な身体障害者に対し、入浴サービスを行います（ひと月4回まで）。所得に応じて自己負担があります。

《対象者》

肢体不自由で1級～2級の身体障害者手帳を持っている方のうち、ヘルパー等による介護を受けても入浴できない方。介護保険に該当する方は介護保険の保険給付が優先されます。

《持参するもの》

身体障害者手帳

<利用料自己負担基準表>

利用者本人の属する世帯の区分	自己負担額 (1人1回当り)
生活保護法による被保護世帯	0円
生計中心者の前年所得税課税年額が3万円未満の世帯	
生計中心者の前年所得税課税年額が3万円以上の世帯	500円

(3) 障害児（者）生活サポート事業

《 概 要 》

熊谷市に登録された民間のサービス団体が各種介護サービス（派遣介護、移送、一時預かり、外出援助等）を行います。なお、利用にあたっては、利用料の負担（30分あたり475円）と利用時間の上限（年間150時間）があります。

《対象者》

自宅で各種障害者手帳を持っている方

《持参するもの》

障害者手帳

(4) 熊谷市あんしんコール事業

《 概 要 》

身体障害者の方の緊急事態に迅速に対応し、その他にも健康相談や見守り活動を行う機器装置（携帯型ボタン・本体）を設置し、安心な暮らしの手助けをします。

《対象者》

一人暮らしで1級～2級の身体障害者手帳をお持ちで、ほぼねたきりの方
※65歳以上の方の場合は、高齢者施策が優先します。

(5) 補助犬の給付

《 概 要 》

18歳以上の在宅の身体障害者で、盲導犬については視覚障害1級、介助犬については肢体不自由1・2級、聴導犬については聴覚障害2級の方で、補助犬を使用することにより社会活動への参加に効果があると認められる方は給付の申請ができます。

(6) 電話ファックス等基本料の補助

《 概 要 》

電話ファックス、フラッシュベルを使用している身体障害者に基本料金の1/2を補助します。

《対象者》

聴覚又は音声・言語機能障害3級以上で、所得税非課税世帯に属する方

《持参するもの》

身体障害者手帳、電話料金の基本料が分かるもの

※(1)～(6)の事業の窓口は、障害福祉課

(7) 手話通訳者の派遣

《 概 要 》

聴覚障害者等の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣します。申請者の費用負担は原則として無料ですが、県外への派遣の場合、交通費等を一部自己負担していただく場合があります。

《 窓 口 》

熊谷市手話通訳派遣事務所（熊谷市社会福祉協議会熊谷支所内）

FAX：048-523-6898

(8) 要約筆記者の派遣

《 概 要 》

聴覚障害者等の家庭生活及び社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、要約筆記者を派遣します。申請者の費用負担は原則として無料ですが、県外への派遣の場合は、下記窓口にご相談ください。

《 窓 口 》

埼玉聴覚障害者情報センター FAX：048-814-3354 電話：048-814-3353

(9) 聴覚障害者情報提供事業

《 概 要 》

市内に放送されている「防災行政無線の情報」を、聴覚障害者の家にファックスにより送信し、情報提供を行っています。

《対象者》

聴覚、音声及び言語機能障害で身体障害者手帳を持っている方

《 窓 口 》

障害福祉課

《持参するもの》

身体障害者手帳

(10) Net 119 緊急通報システム

《 概 要 》

聴覚や言語機能等に障害のある方のための、緊急通報（119番）システムです。登録制となります。

《対象者》

熊谷市に在住、在勤または在学し、音声による電話での119番通報が困難な方。

《 窓 口 》

消防本部指令課 FAX：048-526-9003 電話：048-501-0116

※登録の際、手話通訳者の派遣が必要な方は、事前に熊谷市手話通訳派遣事務所へご相談ください。

(11) 車椅子の貸出し

《 概 要 》

在宅で車椅子の修理や外出等で一時的（おおむね1か月）に車椅子を必要とする方に、車椅子を貸し出します。介護保険に該当する方はそちらからの貸出しが優先されます。

《 窓 口 》

障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係（熊谷市社会福祉協議会でも車椅子の貸出しをしています。）

(12) 紙おむつの給付

《 概 要 》

在宅の重度障害児（者）に対し、紙おむつを給付します。

《対象者》

満3歳以上で、1級～2級の身体障害者手帳又は㊤、Aの療育手帳を持ち、常時おむつを必要とする方

《 窓 口 》

熊谷市社会福祉協議会 大里支所 電話：0493-39-0471

(13) あんしんサポートねっと

《 概 要 》

高齢者や知的障害・精神障害のある方で、一人で生活していくには不安がある方に安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に伺い、福祉サービスの利用料の支払いや日常的な金銭管理等について援助します。利用料金がかかります。

《対象者》

判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方で福祉サービスの利用に関し、援助を必要としている方

※社会福祉協議会と契約を結び、援助を開始します。その際には、利用者本人が契約内容に合意し、理解できる方が対象となります。

《 窓 口 》

熊谷市社会福祉協議会 熊谷支所 電話：048-521-2735 FAX：048-523-6898

(14) 自動車燃料費の補助

《 概 要 》

在宅で1級～2級の身体障害者手帳を持っている方で、自動車を所有・運転される方（20歳未満の方は同住所の介護者が自動車を所有・運転の場合も可）と、在宅で㊤～Aの療育手帳を持っている方及びその保護者の自動車燃料費の一部を補助します。
「福祉タクシー利用料金助成」（P26）といずれかの選択になります。

《持参するもの》

障害者手帳、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も含む）、免許証、本人名義の口座がわかるもの

(15) 自動車運転免許取得費の補助

《 概 要 》

就労・自営等のために、第一種普通自動車運転免許を取得しようとする身体障害者に、運転免許取得費用の2/3（限度額12万円）を補助します。ただし、所得制限があります。免許を取得する前にご相談ください。

《対象者》

身体障害者手帳を持っている方

(16) 自動車改造費補助

《 概 要 》

身体障害者が就労等に伴い自動車を取得し、これを自ら運転することができるよう改造する場合、10万円を限度に補助します。ただし、所得制限があります。改造をする前にご相談ください。

《対象者》

身体障害者手帳を持っている方

※(14)～(16)の事業の窓口は、
障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、
江南行政センター市民福祉係

(17) 自動車運転免許の無料教習

《 概 要 》

身体障害者が自動車運転免許を取得する場合、厚生労働省から委託された「身体障害者運転能力開発訓練センター」において無料で運転教習が受けられる制度で、宿泊施設もあります。

《対象者》

18歳以上の身体障害者手帳を持っている方で、公共職業安定所において求職登録していてかつ県運転免許センターにおける適性検査に合格した方、訓練センターで入所を認めた方

《 窓 口 》

身体障害者運転能力開発訓練センター 〒352-0023 新座市堀ノ内 2-1-46

電話：048-481-2711 FAX：048-481-6578

ホームページ <http://azumaen.or.jp>

(18) 歩行困難者等の駐車禁止除外

《 概 要 》

自動車を利用する障害者本人に対し、駐車禁止除外標章が交付され、指定の駐車禁止場所が適用の除外となります。法定禁止区域及び駐停車禁止区域は除かれます。

《 窓 口 》

熊谷警察署交通課 電話：048-526-0110（代表）

《持参するもの》

障害者手帳等

《対象者》

下表のとおり

手帳の種類と障害区分			等級（障害の程度）
身体障害者手帳※	視覚障害		1～3級までの各級及び4級の1種
	聴覚障害		2及び3級
	平行機能（平衡）障害		3級
	上肢不自由		1級、2級の1種及び2種
	下肢不自由		1～4級
	体幹不自由		1～3級
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	1及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）
		移動機能	1～4級
	内臓疾患（心臓、腎臓、小腸、 呼吸器、膀胱又は直腸機能障害）		1及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害・肝臓		1～3級
療育手帳			㊤ 及び A
精神障害者保健福祉手帳			1級
小児慢性特定疾病医療費受給者証			色素性乾皮性に該当する方

※身体障害者手帳所持者の場合、上記の等級に該当し、歩行困難な方に交付する。

(19) 重度障害者のための郵便による不在者投票

《 概 要 》

投票所まで行くことの困難な重度の障害者は、郵便による不在者投票ができます。ただし、代理記載制度に該当する方以外は自分で書ける方。

《対象者》

- ①両下肢、体幹、移動機能の障害で1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害で1級又は3級の身体障害者手帳を持っている方
- ③免疫、肝臓の障害で1級から3級までの身体障害者手帳を持っている方
- ④両下肢、体幹の障害で特別項症から第2項症まで、内臓機能の障害で特別項症から第3項症までの戦傷病者手帳を持っている方
- ⑤介護保険被保険者証に要介護5と記載されている方
- ⑥代理記載制度については、上記①～⑤に該当する方のうちで、上肢、視覚の障害で1級の身体障害者手帳を持っている方又は上肢、視覚の障害で特別項症から第2項症までの戦傷病者手帳を持っている方

《 窓 口 》

選挙管理委員会事務局

(20) 福祉家庭配本

《 概 要 》

身体障害者手帳（視覚障害又は肢体不自由の1～3級）を持っている方で、図書館まで行くことの困難な方に、図書館資料を自宅までお届けして貸し出します。

《対象者》

身体障害者手帳（視覚障害又は肢体不自由の1～3級）を持っている方で、図書館まで行くことの困難な方に、図書館資料を自宅までお届けして貸し出します。

(21) 視覚障害者専用電子書籍『アクセシブルライブラリー』

《 概 要 》

スマートフォンやパソコン、タブレットから24時間いつでも電子書籍が利用できます。読み上げ速度や声の種類を選ぶことができ、視覚障害のある方が1人で操作できます。利用料は無料(通信費は個人負担)です。ただし、利用には申し込みが必要です。

《対象者》

熊谷市に住民登録をされていて視覚障害の身体障害者手帳を持っている方

※(20)、(21)の事業の窓口は、熊谷市立熊谷図書館 電話：048-525-4551

(22) 視覚障害者情報提供事業

《 概 要 》

点字図書、録音図書の閲覧貸出しを行います。利用は無料です。また、プレクストークや点字盤も貸し出します。申込みは、来館、電話、手紙です。

《 窓 口 》

熊谷点字図書館 ホームページアドレス <http://www.normanet.ne.jp/~kumatten/>

(23) くまがや市議会だよりの点字版及び声の広報の配布

《 概 要 》

くまがや市議会だよりの点字版及び声の広報（テープ版、デイジー版）の発行を行います。配布は、埼玉県視覚障害者福祉協会を通して行っていますので、詳しくは下記へお問合せください。

《 窓 口 》

埼玉県視覚障害者福祉協会 〒360-0014 熊谷市箱田 4-6-32

電話：048-522-2222 FAX：048-522-2292

< 住宅・生活資金貸付 >

(24) 市営住宅への入居のための資格要件の緩和

《 概 要 》

申込み時の収入基準が緩和され、単身でも入居できます。

《対象者》

収入基準が緩和される世帯

- ① 1級～4級の身体障害者手帳を持っている方のいる世帯
- ② 1級～2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方のいる世帯
- ③ ④、A又はBの療育手帳を持っている方のいる世帯

単身で申込み（単身用住宅）できる方

ア 身体障害者手帳※を持っている方

イ 精神障害者保健福祉手帳※を持っている方

ウ 療育手帳等※を持っている方

※1級～4級の身体障害者手帳が対象です。精神障害者保健福祉手帳、療育手帳は、すべての等級が対象です。

《 窓 口 》

営繕課、埼玉県住宅供給公社熊谷支所 電話：048-577-6043 FAX：048-524-9769

(25) 県営住宅の入居

《 概 要 》

市営住宅と同様に入居時の収入基準が緩和され、単身でも入居できるほか、障害の程度等により優遇抽選資格等があります。

《 窓 口 》

埼玉県住宅供給公社 熊谷支所 電話：048-524-7963 FAX：048-524-9769

(26) 生活福祉資金貸付制度

《 目 的 》

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

《貸付対象》

- 低所得者世帯・・・資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯
- 障害者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（現に障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用している等これと同程度と認められる者を含む）の属する世帯
- 高齢者世帯・・・65歳以上の高齢者の属する世帯

《福祉資金の内容》

- ①福祉費・・・・・・日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用
 - ②緊急小口資金・・緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用
- ※なお、①、②の申請を希望する方は、事前に熊谷市役所生活福祉課にご相談ください。生活福祉課から熊谷市社会福祉協議会への事前連絡が必要となります。

《窓 口》

熊谷市社会福祉協議会 熊谷支所 電話：048-521-2735 FAX：048-523-6898

＜ 相 談 ＞

(27) 生活相談・援護の窓口

① 熊谷市障害者基幹相談支援センター「くまさぼ」

障害のある方々の身近な相談窓口を熊谷市役所内に設置しています。相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害のある方、その家族などからの相談に応じて必要な情報の提供を行います。

《対象者》

市内在住の相談支援を必要とする方やその保護者、介護をされる方

《場 所》

障害福祉課前

《連絡先》

電話：048-580-4633 FAX：048-524-8790（障害福祉課内）

《受託事業者》

社会福祉法人 黎明会、公益財団法人 西熊谷病院

② 熊谷市障害者相談支援センター

障害者の福祉に関するさまざまな問題につき、障害のある方、その家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。

《対象者》

主に身体障害児（者）、知的障害児（者）

《 場 所 》

熊谷市立障害福祉会館内 2階 宮町2-65

《連絡先》

電話：048-501-0439 FAX：048-578-4026

《受託事業者》

社会福祉法人 黎明会

③ 大里地域市町障害者地域活動支援センター（精神障害者用相談支援窓口併設）

創作的活動、社会との交流の促進等を図るため、障害種別を問わず、憩いの場の開放、食事会・ビデオ鑑賞会・調理実習等の行事、広報紙の発行などを行うほか、主に精神障害者の方を対象に、福祉に関するさまざまな問題の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。

《 場 所 》

地域生活支援センター向陽 石原519-5

《連絡先》

電話：048-599-2020 FAX：048-520-5528

《受託事業者》

公益財団法人 西熊谷病院

④ 熊谷市障害者虐待防止センター

障害者への虐待の通報や届出の窓口を熊谷市障害者相談支援センター内に設置しています。虐待を発見した方や虐待を受けた方は、速やかに通報してください。通報等を受けた場合は、障害者の安全を確認し、虐待の事実確認や障害者の保護、養護者への支援など必要な対応を行います。

《月曜日・水曜日～日曜日》

9時～17時（休業日及び夜間を除く） ※17時以降は電話のみの相談受付となります。

《休業日》

火曜日、祝日、振替休日、年末年始（12月29日～1月3日）

《 夜 間 》

17時～翌日9時 ※電話のみの相談受付となります。

◎障害者の生命の危険性が高い場合は、110番（警察）に連絡し、障害者の安全を確保してください。

《連絡先》

電話：048-501-5411 FAX：048-527-3020

⑤ 就労支援センター

障害者の職業相談に応じ、就労の支援を行います。

「熊谷市障害者就労支援センター」

《対象者》

身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者

《 場 所 》

江南行政センター3階 江南中央1-1

《連絡先》

電話：048-598-7662 FAX：048-598-7679

《受託事業者》

社会福祉法人 熊谷礎福社会

「障がい者就労・生活支援センター遊谷」

《対象者》

身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者

《 場 所 》

江南行政センター3階 江南中央1-1

《連絡先》

電話：048-598-7669 FAX：048-598-7679

《受託事業者》

社会福祉法人 熊谷礎福社会

⑥ 埼玉県総合リハビリテーションセンター

《 場 所 》

上尾市西貝塚148-1

《連絡先》

電話：048-781-2222

身体障害者更生相談所部門

身体障害者に関する専門的な相談・援助を行うとともに、更生医療の給付について、医学的・心理学的及び職能的判断を行い、また、補装具の処方及び適合判定を行っています。相談・判定は、センター内のほか一部補装具については県内各地の会場（熊谷分室など）を巡回して行っています。

知的障害者更生相談所部門

知的発達障害のある方の福祉について、家庭その他からの相談に応じ、知的障害のある方の医学的、心理学的及び職能的判断とこれに付随する必要な指導を行っています。相談・判定は、センター内のほか県内各地の会場（熊谷分室など）を巡回して行っています。

高次脳機能障害者支援センター

高次脳機能障害について、御本人や御家族、関係機関からの相談に応じ、必要な助言及び支援を行っています。また、専門的支援及び医療と福祉の一体的な支援を行うため、関係部門と連携して対応しています。

⑦ 権利擁護センター

生活の様々な場面での権利を侵害されやすい障害者が、安心して日常生活を送れるように、その権利の擁護や権利行使の援助を行います。

《 場 所 》

さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-25 彩の国すこやかプラザ内

《連絡先》

知的障害者の相談

電話 048-822-1204

身体障害者・精神障害者の相談

電話 048-822-1240

⑧ 聴覚障害者相談員

聴覚障害者の日常生活・社会生活上の問題について相談・解決に当たっています。

《窓 口》

埼玉聴覚障害者情報センター

《連絡先》

FAX : 048-814-3355

⑨ 障害福祉課

障害者差別解消法では、地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者から障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるような必要な体制の整備を図るものとされています。熊谷市では障害福祉課が相談窓口となっています。

《場所》

熊谷市役所 1 階

⑩ 熊谷市成年後見センター

市民の方を対象に、高齢者や障害者の成年後見制度に関して相談窓口を開設しています。

《場 所》

コミュニティセンター 本町1-9-1

《連絡先》

電話 : 048-521-2735 FAX : 048-523-6898

《窓 口》

熊谷市社会福祉協議会熊谷支所

⑪ 「くまっこるーむ」・「くまっこるーむ くまキッズこども館」

妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対応するための総合相談窓口として、子育てに関する情報の提供や相談、関係機関と連携を図るなど、切れ目のない支援サービスを提供します。オンライン相談も行っています。

《場 所》

熊谷市役所 6 階（月～土・土曜開庁日は 1 階）

《連絡先》

電話 : 048-523-1066（土曜開庁日は電話 : 048-524-1111）

●オンライン相談については、熊谷市ホームページを御覧ください。

「くまっこるーむ くまキッズこども館」

《場 所》

くまキッズこども館（月～金）

《連絡先》

電話 : 048-527-8600



(28) 早期発見・健康・予防等の窓口

① 熊谷保健所

特定疾患、肝炎治療などの医療費の公費負担を行っています。

《 場 所 》

末広3-9-1

《連絡先》

電話：048-523-2811

② 埼玉県立小児医療センター

子どもの病気の予防・早期発見、健康増進を目的として、精密検査及び治療方針を立てるための小児専門の保健医療機関です。地域の保健・医療・福祉・教育と連携しながら、小児保健活動を行っています。

《 場 所 》

さいたま市中央区新都心1-2

《連絡先》

保健発達部 電話：048-601-2200

③ 埼玉県立精神保健福祉センター

埼玉県における地域精神保健福祉推進の中核施設として、精神保健の普及、精神障害者の治療及び社会復帰訓練を総合的に行い、県民の精神保健福祉の向上を図ることを目的としています。

精神的な不安や悩み、飲酒や薬物乱用など精神保健・精神障害者の福祉に関する相談は、精神保健福祉センター部門が行っています（相談希望者は電話予約）。

また、精神障害者であって、主治医が利用を認めた方を対象とする通所訓練や宿泊訓練は、社会復帰部門が行っています。利用の申込みをする前に施設見学ができますので、事前に電話でお問合せください。

《 場 所 》

北足立郡伊奈町小室818-2

《連絡先》

電話：048-723-1111

④ 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

発達障害児（者）及びその家族に対する相談支援、発達支援や就労支援などを行っています。

《 場 所 》

川越市平塚新田東河原201-2

《連絡先》

電話：049-239-3553

⑤ 中核発達支援センター「福祉医療センター太陽の園」

子育ての中で言葉が遅い、落ち着きがない、かんしゃくがあるなどの気になる症状が続く場合等、関係機関と連携を図り医師の指示を受けながら療育方針を検討し、発達障害児等の早期支援を進めています。

《 場 所 》

津田 1 8 5 5 - 1

《連絡先》

電話：0493-39-2851

⑥ 北部地域療育センター

発達障害の特性が気になる就学前から小学校 3 年生までの子どもを対象として、専門職が子どもの特性に合った個別療育を行っています。日常生活に必要な能力を育て、子どものすこやかな発達を促すと同時に、保護者の方と一緒によりよい関わり方を考えていきます。ご利用は予約制となりますので、事前にお電話でご相談ください。

《 場 所 》

大里郡寄居町大字藤田 1 7 9 - 1

《連絡先》

電話：048-581-0025

⑦ 健康推進課

・高齢者等肺炎球菌予防接種

過去に肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けていない

㊦ 65 歳の市民

㊧ 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能のいずれかに身体障害者手帳 1 級相当の障害がある市民を対象に、公費助成を行っています。

・高齢者等带状疱疹予防接種

㊦ 65 歳以上の 5 歳刻みの市民

㊧ 60 歳以上 65 歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の身体障害者手帳 1 級相当の障害がある市民を対象に、公費助成を行っています。

※令和 1 1 年度までに 1 人 1 回、対象となる年度のみ公費助成を行っています。

・高齢者等インフルエンザ予防接種、高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種

接種期間内の接種日において

㊦ 65 歳以上の市民

㊧ 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能のいずれかに身体障害者手帳 1 級相当の障害がある市民を対象に、公費助成を行っています。

《 場 所 》

石原 3－2 7（熊谷市保健センター1 階）

《 連 絡 先 》

電話：048-528-0601

⑧ 地域保健課

がん検診・歯と口の健康診査に関することや、健康教室、健康相談の実施を通して、市民の方の健康生活を応援しています。身体やこころの健康についてご心配のある方はご相談ください。

・こころの健康相談

《 内 容 》

こころの健康に関するさまざまな相談をお受けします。

《相談員》

公認心理師・保健師

《 と き 》

月 2～3 回 ① 1 3：3 0～ ② 1 4：3 0～（予約制）

《 場 所 》

石原 3－2 7（熊谷市保健センター1 階）

《連絡先》

電話：048-525-2722

V 各種減免

1 交通機関の料金割引等

① JR運賃の割引

身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」といいます。）の方は、JR線について次の割引が適用となります。

なお、割引のお申出の際は、障害者手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種又は第2種の記載があるもの）が必要となります。また、列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、係員の請求がありましたらご提示ください。

《 窓 口 》

各JR窓口

対 象	割引対象乗車券	割引率	記事
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 （小児定期乗車券を除く。）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。）

※JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※障害者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券をお買い求めいただきます。

② JR以外の私鉄運賃の割引

JR以外の私鉄についても同様の割引がありますが、各鉄道会社によって若干取扱いが異なります（精神障害者の運賃割引がある場合もあります。）。詳しくは、直接各鉄道会社窓口へお問合せください。

③ バス運賃の割引

○路線バス

身体障害者、知的障害者（第1種障害者は介護者を含む）及び精神障害者が県内のバスを利用する場合、手帳を提示（手帳の写真による本人確認が必要です。）することにより運賃が5割引となります。

○熊谷市ゆうゆうバス（循環バス）

障害者手帳を持っている方及びその介助・付添人1人が、手帳またはミライロIDを提示することにより無料となります。

④ タクシー運賃の割引

身体障害者及び知的障害者が、タクシーを利用する場合、手帳を提示することにより運賃が1割引になります。

⑤ 福祉タクシー利用料金助成

重度の障害者が、県内のタクシー(ただし、協力会社等に限る)を利用する場合、利用券により、初乗り料金を助成します。利用券は年間36枚交付で、1回の乗車につき1枚（乗車料金が初乗り料金の2倍以上の額になる場合は2枚）利用できます。「自動車燃料費の補助」(P15)といずれかの選択になります。

《対象者》

①1級～2級の身体障害者手帳を持っている方 ②①～Aの療育手帳を持っている方

《窓 口》

障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

⑥ 国内航空運賃の割引

《概要》

満12歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者が、国内航空線を利用する場合、本人の単独利用及び本人と同乗する介護者1人の運賃が割引になります。搭乗券購入の際に手帳を提示してください。

《対象者》

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方

《窓 口》

各航空会社 ※割引率は、各航空会社にお問合せください。

⑦ 有料道路料金の割引

身体障害者等が有料道路を利用する場合に、通常料金の半額となります。

適用範囲	対象者	自動車の範囲
身体障害者が自ら運転する場合	身体障害者手帳を持っている方	身体障害者が自ら運転する乗用自動車で、本人又は本人の親族等が所有するもの（身体障害者一人につき一台とする）。ただし、営業用の自動車は除く。
重度心身障害者が乗車し、その介護者が自動車を運転する場合	身体障害者手帳又は療育手帳を持っている方で、旅客運賃減額の欄に「第一種」と記載されている方	介護者が運転する乗用自動車で、原則として本人若しくは本人の親族等が所有するもの

※ETC を利用しない場合は、自動車の要件が緩和されました。詳しくは窓口へお問合せください。

《 窓 口 》

障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係 ※ETC 利用の場合は、オンライン申請可

《持参するもの》

障害者手帳、運転免許証（本人運転の場合）、車検証（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項も含む）（ETC ご利用の方は、対象障害者本人名義の ETC カード、車載器セットアップ申込書・証明書も必要）

2 税の控除・減免等

(1) 所得税の控除

《 概 要 》

本人又は同一生計配偶者・扶養親族の中に障害のある方がいる場合、所得金額から次の額が控除される「障害者控除」が受けられます。

- ① 障害者(1人につき)・・・27 万円
- ② 特別障害者 (1人につき) …40 万円
- ③ 同一生計配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合 (1人につき) …75 万円

《対象者》

- ① 身体障害者手帳 3 ～ 6 級、療育手帳 B ・ C、精神障害者保健福祉手帳 2 ・ 3 級
 - ②③ 身体障害者手帳 1 ～ 2 級、療育手帳 A ・ A、精神障害者保健福祉手帳 1 級
- なお、障害者と特別障害者との区分は、次の(2)住民税でも同じ取り扱いとなります。
また、手帳を複数種類お持ちの方でそれぞれ障害者と特別障害者の両方に該当する場合には、特別障害者が優先され、重複して適用はされません。

※詳しくは税務署までお問合せください。

《 窓 口 》

熊谷税務署（電話：048-521-2905）、又は勤務先の給与担当係

(2) 住民税（市民税・県民税）の控除

《 概 要 》

本人又は同一生計配偶者・扶養親族の中に障害のある方がいる場合、所得金額から次の額が控除される「障害者控除」が受けられます。

- ① 障害者 (1人につき) …26 万円
- ② 特別障害者 (1人につき) …30 万円
- ③ 同一生計配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合 (1人につき) …53 万円

《対象者》

上記の (1) 所得税の控除と同じ

《 窓 口 》

市民税課

(3) 相続税の控除

《 概 要 》

相続人である障害者が相続又は遺贈により財産を取得した場合、その方の相続税額から次の額が控除されます。

- ・本人が満85歳になるまでの年数1年につき10万円（特別障害者の場合は20万円）

なお、計算方法について、ご不明な点は、税務署までお問合わせください。

《 窓 口 》

熊谷税務署（電話：048-521-2905）

(4) 少額預金・公債の利子税の非課税

《 概 要 》

障害者が350万円を超えない預貯金・郵便貯金の預入又は公債購入等をする際、一定の申込書類などを提出すると、利子にかかる税が非課税となります。

《 窓 口 》

各金融機関等の窓口

(5) 軽自動車税の減免（市税）

《 概 要 》

障害者のためにもっぱら使用される軽自動車等については、定められた期間に申請し、市長が認めた場合に軽自動車税が減免となります。

《対象となる車両》

- ・障害者の通院、通学、通所のために使用する自家用車両
- ・その構造がもっぱら身体障害者等の利用に供するための構造を持つ自家用車両

※減免の適用は、その年の4月1日（賦課期日）の現況で判断します。

◎減免申請できる車両の条件

	所有者・納税義務者	運転者	使用目的
①	障害者本人	障害者本人又は 障害者と同一生計の方	障害者の通院・ 通学・通所等の ために使用
②	障害者と同一生計の方		
③	障害者のみで構成される世帯の障害者	障害者を常時介護する方(※1)	

※1 常時介護者の誓約書の記入が必要です。

《減免の対象となる障害区分及び等級》

手帳の種類と障害区分		等級（障害の程度）
身体障害者手帳	視覚	1級～3級、4級の1（4級のうち視力の良い方の目の視力が0.08～0.1）
	聴覚	2級、3級
	音声又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る。）
	平衡機能	3級
	上肢（じょうし）（注）	1級、2級

	下肢（かし）（注）		1 級～ 6 級
手帳の種類と障害区分			等級（障害の程度）
身体障害者手帳	体幹		1 級～ 3 級、 5 級
	心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸		1 級、 3 級
	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能	上肢機能	1 級、 2 級
		移動機能	1 級～ 6 級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓		1 級～ 3 級
戦傷病者手帳			身体障害者手帳が交付されている場合に 準じて、等級の範囲が定められています。
精神障害者保健福祉手帳			1 級かつ精神通院医療を受けている方
療育手帳			㊤又は A

（注）半身不随のような合併症の場合、障害区分（上肢、下肢）ごとに判断します。

《申請期間》

軽自動車税の納税通知書発送の日から納期限まで

※申請の手続は毎年必要ですので、ご注意ください。

※申請期間を過ぎた場合、軽自動車税は減免できません。

《必要書類》

- ・身体障害者等に係る軽自動車税減免申請書
（市民税課窓口又は熊谷市ホームページにあります。）
- ・身体障害者等手帳（申請中の場合は、申請中であることが分かる書類）
※精神障害者保健福祉手帳 1 級の場合は、自立支援医療受給者証
（又は精神通院医療を受けていることが確認できるもの）
- ・当該車両の納税通知書
- ・当該車両運転者の運転免許証
- ・自動車検査証、自動車検査証記録事項、軽自動車届出済証、標識交付証明書（車種によって異なります。）
- ・同一生計であることが確認できる書類（資格確認書、源泉徴収票など）
※P 3 0 ①②に該当する方で障害者と別世帯の方が所有・運転する場合のみ。
- ・常時介護者の誓約書（P 3 0 ③に該当する方のみ）
- ・納税義務者の個人番号（マイナンバー）確認書類

《申請場所》

市民税課窓口で提出又は郵送

※減免を受けられる車両は「障害者 1 人につき 1 台限り」です。自動車税の減免を受けた方は該当になりません。

(6) 自動車税の減免

《 概 要 》

障害者のためにもっぱら使用される自動車については、申請をすることで自動車税の減免が受けられます。

《対象となる車両》

埼玉県内ナンバーで個人名義の自家用車に限ります（法人名義、事業用及びリース車は不可）。

所有者・納税義務者	運転者	使用目的
障害者本人	障害者本人又は 障害者等と同一生計の方（注1）	障害者の通院・通学・通所又は生業のために使用
障害者と同一生計の方	障害者本人又は 障害者等と同一生計の方（注1）	
障害者本人（世帯に運転免許証をお持ちの家族等がいない方）	障害者を常時介護する方（注2）	

《減免を受けられる障害区分及び等級》

P30の軽自動車の表と同じです。

《必要書類》

- ・身体障害者・精神障害者に係る自動車税減免申請書
- ・運転者の運転免許証（両面のコピー可）
- ・自動車検査証（コピー可）
- ※電子車検証の場合は原本（電子車検証と自動車検査証記録事項のそれぞれのコピー可）
- ・納税通知書または自動車税申告（報告）書
- ・身体障害者等の手帳（注3）



（注1） 別居の場合⇒障害者と同一の生計の家族等の氏名が併記された確定申告書、源泉徴収票など、同一生計であることが確認できる書類（コピー可）

（注2） 障害者世帯全員の住民票、常時介護者の誓約書

（注3） 精神障害者保健福祉手帳の場合は自立支援医療受給者証（又は精神通院医療を受けていることが確認できるもの）

《申請場所（提出先）・申請期限》

埼玉県自動車税事務所熊谷支所 熊谷市御稜威ヶ原701-5 Tel048-532-8011
埼玉県熊谷県税事務所 熊谷市末広3-9-1（熊谷地方庁舎内）Tel048-523-0475

・窓口での申請の場合

	4月1日現在で所有している自動車	年度途中で取得した自動車
申 請 場 所	県税事務所又は自動車税事務所・同支所	自動車税事務所・同支所
申 請 期 限	納税通知書に記載された納期限 ※1	登録の日から30日以内 ※2

・郵送申請の場合

	4月1日現在で所有している自動車	年度途中で取得した自動車
提出先	県税事務所又は自動車税事務所・同支所	※郵送では受付できません。
申請期限	納税通知書に記載された納期限 ※3	

・電子申請の場合

	4月1日現在で所有している自動車	年度途中で取得した自動車
提出先	「埼玉縣市町村電子申請・届出サービス」で検索キーワードに「自動車税 減免」と入れて検索し、申請	※電子申請システムでは受付できません。
申請期限	納税通知書に記載された納期限 ※3	

※1 期限後でも申請できますが、減免額は申請月の翌月からの月割額になります。

※2 申請期限を過ぎた場合、減免を受ける自動車が2台にならない限り、申請月の翌月分から月割りの減免になります。

※3 納期限内に全額納税してください。減免決定後、減免額を還付します。

※減免を受けられる車両は「障害者1人につき1台限り」です。軽自動車税の減免を受けた方は該当になりません。

※一度減免になった車両を、減免要件に変更が無く引き続き使用される場合は、その後の手続きは不要です。

3 その他の減免、割引等

(1) 点字郵便物等の無料扱い

《 概 要 》

点字郵便物などは無料となるほか、心身障害者団体が発行する定期刊行物や、点字ゆうパック（旧称：点字小包郵便物）などで減額となるものがあります。

《 窓 口 》

郵便局（電話：0570-086-819 熊谷郵便局代表）

(2) NHK放送受信料の減免

次のような場合、NHK受信料が減免されます。

全 額 免 除	半 額 免 除
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている方のいる世帯全員が、市民税非課税の場合	① 受信契約者である世帯主が視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳を持っている場合 ② 受信契約者である世帯主が重度の障害者手帳（身体障害1級又は2級、知的障害㊦又はA、精神障害1級のいずれか）を持っている場合

《 窓 口 》

NHKさいたま放送局さいたま西営業センター 電話：048-833-2045

《証明窓口》

障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

(3) 携帯電話料金の割引

《 概 要 》

携帯電話料金の割引が受けられる場合があります。

《 窓 口 》

各携帯電話会社

(4)屋内プール（アクアピア）使用料の免除

熊谷さくら運動公園内の屋内プール（アクアピア）の使用料が免除され、無料で利用することができます。ただし、全面貸しの場合などは除きます。

《対象者》

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- ② その障害者を介添えする方（障害者1人につき1人まで。ただし、障害福祉サービス受給者証で複数人介護が認められている方については、記載されている人数まで）

《問合せ》

屋内プール（アクアピア）事務室（電話：048-533-9100）

Ⅵ. 手 当 ・ 年 金 等

1 障害児（者）の手当

手当区分	対 象	手当額（月額）
特別児童 扶養手当	精神又は身体に一定の障害がある 20 歳未満の子どもを家庭において育てている方（施設入所中の方及び障害を支給事由とする年金を受給している方は除く。所得制限あり）	※重度（1 級）…58,450 円 ※中度（2 級）…38,930 円
特別 障害者手当	20 歳以上の国民年金法 1 級程度の障害が 2 つ以上ある方、それと同程度以上の方で、常時の介護を必要とする方 （施設入所中の方や 3 か月を超えて入院されている方は除く。所得制限あり）	30,450 円
障害児 福祉手当	在宅で 20 歳未満の ①身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部（聴覚障害等） ②知的障害であって療育手帳㊦相当の方 ③精神障害者、血液疾患、肝臓疾患等で上記 ①②と同程度の障害を有する方 （施設入所中の方及び障害を支給事由とする年金を受給している方は除く。所得制限あり）	16,560 円
在宅重度心身 障害者手当	在宅で特別障害者手当等を受給をしていない市民税非課税の方であって、 ①身体障害者手帳 1 級～2 級 ②療育手帳㊦・A・B ③精神保健福祉手帳 1 級 ※平成 29 年 4 月 1 日以降に、65 歳以上で新たに重度心身障害者になった方は対象になりません。	5,000 円

※重度…① おおむね、身体障害者手帳 1 級の障害児又は療育手帳㊦・A の障害児
② ①と同程度の精神障害児

※中度…① おおむね、身体障害者手帳 2 級及び 3 級の一部の障害児又は療育手帳 B の障害児
② ①と同程度の精神障害児

《 窓 口 》

障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

2 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父又は母と生計を同じくしていない児童を育てている方や、児童を育てている父又は母に一定の障害があるときに支給されます(所得制限あり)。ただし、公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給している方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当が支給されます。

《手当額》

児童の人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1 人	48,050 円	48,040～11,340 円
2 人目加算	11,350 円	11,340～5,680 円

※手当の支給は、申請した月の翌月分から開始され、児童が18歳に達した日以降、最初の3月31日までとなります。ただし、児童に一定の障害のある場合には、20歳になる日の前日まで延長できます。

《窓 口》

こども政策課、大里行政センター市民福祉係、妻沼行政センター福祉係、江南行政センター市民福祉係

3 年 金

(1) 障害基礎年金

国民年金加入中や、20歳前に初診日のある病気・けがで障害認定日に国民年金法で定める1級または2級の障害に該当し(障害者手帳の等級とは異なります)、一定の保険料納付等を満たしている20歳以上65歳未満の方は、障害基礎年金が請求できます。

年金額(年額)

1 級	1,059,125 円	(昭和31年4月1日以前生まれの方	1,056,125 円)
2 級	847,300 円	(昭和31年4月1日以前生まれの方	844,900 円)

※子の加算あり。

※20歳前障害の場合は、所得等による支給制限があります。

《窓 口》

保険年金課、大里行政センター市民福祉係、妻沼行政センター市民係、江南行政センター市民福祉係、熊谷年金事務所

(2) 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方の中で、平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生または昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済年金等の加入者）の配偶者であって国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する方は、特別障害給付金が請求できます。ただし、所得等による支給制限があります。

給付金（月額）	1級	58,650円
	2級	46,920円

《窓 口》

保険年金課、大里行政センター市民福祉係、妻沼行政センター市民係、江南行政センター市民福祉係、熊谷年金事務所

(3) 心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者（加入時の年齢が65歳未満の方）が、自ら生存中に掛金（1口9,300円～23,300円／月額、加入時の年齢による、2口まで）を納付し、保護者に万一のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金（1口2万円／月額）を支給する制度です。

《窓 口》

障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

4 その他

(1) 難病患者見舞金

埼玉県発行の以下の受給者証をお持ちの方又はその保護者に見舞金を支給します。

《見舞金》

10,000円（同一の患者に対し、一回限りの支給です。）

《必要書類》

- ① 埼玉県発行の「指定疾患医療受給者証」、「特定疾患医療受給者証」、「指定難病医療受給者証」又は「小児慢性特定疾病医療受給者証」
- ② 本人又は保護者等の口座がわかるもの

《窓 口》

障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

(2) 自動車事故被害者に対する支援制度

国土交通省では、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）と協力して、自動車事故を原因として介護を必要とする重度後遺障害者の方々とそのご家族の経済的・精神的負担軽減を図るために、様々な支援を行っています。

自動車事故被害者救済制度（国土交通省、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA））の主なものは、次のとおりです。

- ① 介護料の支給
- ② 短期入院・短期入所
- ③ 短期入院・短期入所費用助成
- ④ 療護施設の設置・運営（重度後遺障害者のための専門病院）
- ⑤ 交通遺児貸付
- ⑥ 介護者（親）なき後に備えるための情報提供

《問合せ》

独立行政法人自動車事故対策機構埼玉支部（電話 048-824-1945）

NASVA（ナスバ）交通事故被害者ホットライン（電話 0570-000738）

（土・日・祝日・年末年始を除く 9時から12時、13時から17時まで）

※ NASVA 交通事故被害者ホットラインは上記の制度も含め、各種無料で相談できる窓口を電話で紹介しています。

Ⅶ 教 育

熊谷市では、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた望ましい支援を行うために、市内の小・中学校に特別支援学級や通級指導教室を設置しています。

また、埼玉県では、特別支援学校を設置しています。なお、特別支援学級や特別支援学校への就学（転学）は、保護者との就学相談を通して行っています。相談は、熊谷市立教育研究所（市役所内線 393）・教育相談窓口（市役所内線 551）で行っています。

1 特別支援学級設置校

区 分	設置学校名
小学校	熊谷東、熊谷西、石原、大幡、佐谷田、大麻生、玉井、久下、熊谷南、中条、吉岡、別府、三尻、奈良、桜木、籠原、新堀、成田星宮、吉見、市田、長井、秦、妻沼、妻沼西、江南南、江南北
中学校	荒川、富士見、大原、熊谷東、玉井、大麻生、中条、吉岡、別府、三尻、奈良、大幡、大里、妻沼東、妻沼西、江南

2 通級指導教室設置校

区 分	設置学校名
難聴・言語	熊谷西小、吉岡小
発達・情緒	熊谷東小、熊谷西小、石原小、久下小、熊谷南小、吉岡小、三尻小、奈良小、籠原小、吉見小、長井小、妻沼小、富士見中、大麻生中、三尻中、妻沼東中

3 特別支援学校（埼玉県内）

県内には、障害種別に応じた特別支援学校があります。

区 分	学校名（カッコ内は設置学部）
視覚障害	県立特別支援学校塙保己一学園（幼稚園・小学・中学・高校・高専）
聴覚障害	県立特別支援学校大宮ろう学園（幼稚園・小学・中学・高校・高専） 県立特別支援学校坂戸ろう学園（幼稚園・小学・中学・高校）
知的障害	県立深谷はばたき特別支援学校（小学・中学・高校） 県立行田特別支援学校（小学・中学・高校） 県立東松山特別支援学校（小学・中学・高校） 県立特別支援学校羽生ふじ高等学園（高校） 県立特別支援学校さいたま桜高等学園（高校） 県立騎西特別支援学校北本分校（高校）
肢体不自由	県立熊谷特別支援学校（小学・中学・高校）

※病弱の特別支援学校は除きます。

Ⅶ．職 業 訓 練

職業訓練施設

障害者が就職、自立できるよう次の施設で職業訓練を行っています。

施設名称	所在地
中央障害者職業能力開発校 (国立職業リハビリテーションセンター) (注)	所沢市
東京障害者職業能力開発校	東京都小平市
埼玉障害者職業センター	さいたま市

(注) 身体障害・高次脳機能障害のある方が、中央障害者職業能力開発校（国立職業リハビリテーションセンター）で訓練を受けるときは、「国立障害者リハビリテーションセンター」の宿舎を利用することができます。その際の宿舎利用については、障害福祉課にて施設入所支援の手続きが必要です。

《窓 口》

熊谷公共職業安定所（電話 048-522-5656）

IX. 埼玉県思いやり駐車場制度

《 概 要 》

思いやり駐車場制度とは、障害のある方など歩行が困難な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。

《申請に必要な書類等》

身体障害者 身体障害者手帳

知的障害者 療育手帳

精神障害者 精神障害者保健福祉手帳

難病患者等 特定疾患医療受給者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれか

けが人等 医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等、身分証明書

《対象者》

日常生活において、障害等を理由に「歩行が困難な方」または「移動の際に特別な配慮が必要な方」（下記の交付基準をご覧ください。）

＜交付基準＞

障害等区分			交付基準	利用証の色
身体障害者	視覚障害		4級以上	緑
	聴覚障害		3級以上	緑
	平行機能（平衡）障害		5級以上	緑
	肢 体 不 自 由	上肢	2級以上	緑
		下肢	6級以上	緑（2級以上の車椅子利用者は青）
		体幹	5級以上	緑（3級以上の車椅子利用者は青）
	脳 原 性 運 動 機 能障害	上肢機能	2級以上	緑
		移動機能	6級以上	緑（2級以上の車椅子利用者は青）
	内部障害（免疫機能障害を含む）		4級以上	緑
知的障害者			A以上	緑
精神障害者			1級	緑
難病患者等			特定疾患医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	緑
けが人等			医師の診断等により、歩行が困難であるために特に特別な配慮が必要であると認められる者	オレンジ（常時車椅子を使用する者は青）

<利用証の種類>

種類 (色)	車椅子使用者用 (青)	その他の障害者、高齢者等用 (緑)	妊産婦、けが人など (オレンジ)
デザイン			
有効期間	なし (対象者として基準に該当しなくなるまで)		あり
協力区画の 利用方法	「車椅子使用者用駐車区画」 (幅 3.5m 以上) を優先利用	「優先駐車区画」(幅 3.5m 未満) を優先利用 「優先駐車区画」がない駐車場では、「車椅子使用者用駐車区画」の利用も可 ※区画に余裕がある場合に限る	

《 窓 口 》

埼玉県ホームページから電子申請または郵送申請（後日、埼玉県から利用証が郵送されます。）

障害福祉課での窓口申請

X. ヘルプマークの配布

《 概 要 》

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している人、内部障害(※)や難病の人、または妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくなるように作成されたマークです。



(※)内部障害とは、心臓・肝臓・呼吸器機能障害など体の内部の障害のことです。

《対象者》

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期のかたなど、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人

《 窓 口 》

障害福祉課、妻沼行政センター福祉係、大里行政センター市民福祉係、江南行政センター市民福祉係

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由					心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴 覚 障 害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(Ⅰ／4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(Ⅰ／2 視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90デシベル以上のもの(耳介に接しなれば大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をシヨバ一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)

級別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴 覚 障 害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							

級別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害							
		聴 覚 障 害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能	移動機能							
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のものの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のものの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いものの		上肢に不随意運動・失調等を有するものの	下肢に不随意運動・失調等を有するものの							
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高より計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。															

療育手帳手帳障害等級判定基準（１８歳未満）

知的障害とは、生まれる以前あるいは生後何らかの原因によって、知的機能の障害が発達期にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものです。

療育手帳の取得にあたっては、①１８歳未満の発症、②おおむねIQ７０以下、③適応行動の障害を伴うもの、この３点が必要な条件になります。知的障害を伴わない「発達障害」は療育手帳の対象とはなりません。

障害の程度により④「最重度」、A「重度」、B「中度」、C「軽度」の４種類に分けられます。

等級	障害の状況
④ 「最重度」	・ 知能指数がおおむね２０以下に該当する程度であるもの ・ 知能指数がおおむね３５以下で、次に掲げる身体障害が合併しているもの - ア 視覚障害（両眼の視力の和が０．０３又は０．０４） - イ 聴覚障害（聴力レベル１００デシベル以上） - ウ 両上肢機能障害（次の２つ以上が要介助） ◇食事 ◇洗面 ◇排せつの処理 ◇衣服の着脱 - エ 両下肢機能障害（次の１つ以上が要介助） ◇階段の昇降 ◇室内の歩行 - オ 体幹機能障害（次の２つ以上が要介助） ◇座位の保持 ◇起立保持 ◇立ち上がり
A 「重度」	・ 知能指数がおおむね３５以下で、次のいずれかに該当する程度のもの - ア 食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの - イ 頻繁なてんかん発作又は失禁、異食、興奮、多寡動その他常時注意と指導を必要とする行動が認められるもの ・ 知能指数がおおむね５０以下で、身体障害者手帳１、２、３級相当が合併しているもの
B 「中度」	・ 知能指数がおおむね５０以下であって、食事、着脱衣、排せつ、洗面等日常生活における基本的動作に一部介助を必要とし、社会生活への適応が困難である程度のもの
C 「軽度」	・ 知能指数がおおむね７０以下であって、社会生活への適応に適切な援助が必要な程度のもの

精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3)能力障害（活動制限）の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われます。障害の状態の判定に当たっての障害等級の判定基準は下表のとおりです。

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1 級 （精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。 6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。 （上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）
2 級 （精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記 1、2 に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 （上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）

3級 (精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの)	1 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分(感情)障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
--	---	---

サービス名称	ページ	身体障害者手帳																			
		視覚						聴覚・平衡機能						音声・言語機能		肢体不自由					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
重度心身障害者医療費助成	2	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	※	○	○	○	※	-	-	
精神通院医療	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
更生医療	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
育成医療	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
地域生活支援事業	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
補装具費の支給	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
日常生活用具費の支給	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
重度身体障害者居宅改善整備費補助金	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
配食サービス事業	13	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
入浴サービス事業	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
障害児(者)生活サポート事業	13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
あんしんコール事業	14	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
補助犬の給付	14	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
電話ファックス等基本料の補助	14	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	
手話通訳者の派遣	14	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
要約筆記者の派遣	14	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
聴覚障害者情報提供事業	15	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	
紙おむつの給付	15	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
自動車燃料費の補助	16	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
自動車運転免許取得費の補助	16	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
自動車改造費補助	16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	
歩行困難者等の駐車禁止除外	17	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	
郵便による不在者投票	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
視覚障害者情報提供事業	18	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
JR運賃の割引	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
バス運賃の割引	26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
タクシー運賃の割引	28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福祉タクシー利用料金助成	28	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
国内航空運賃の割引	28	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	
有料道路料金の割引	28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
所得税の控除	29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住民税の控除	29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
相続税の控除	30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
軽自動車税の減免	30	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	
自動車税の減免	32	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	
NHK受信料の減免	33	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
携帯電話料金の割引	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
屋内プール(アクアピア)使用料の免除	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
特別児童扶養手当	35	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	
特別障害者手当	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	
障害児福祉手当	35	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
在宅重度心身障害者手当	35	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
児童扶養手当	36	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	
障害基礎年金・特別障害給付金	36	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	
心身障害者扶養共済制度	37	○	○	○	-	-	-	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	-	-	-	
難病患者見舞金	37	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
埼玉県思いやり駐車場制度	41	○	○	○	○	-	-	○	○	※1	※1	-	-	-	○	○	※2	※2	※2	※2	
ヘルプマークの配布	42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

詳しくは該当ページにある窓口等へお問合せください。

				療育手帳				精神保健福祉手帳			指定 難病 医療 受給 者証 等持 有者	所得 制限	備考
内部				最 重 度	重 度	中 度	軽 度	1 級	2 級	3 級			
1 級	2 級	3 級	4 級	○ A	A	B	C						
○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	-	-	-	精神障害者保健福祉手帳2級の方は、自立支援医療(精神通院)にかかる医療費の自己負担分のみ対象 平成27年1月1日以降の65歳以上新規手帳取得者は対象外
-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	
○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	県リハビリテーションセンターの判定が必要
○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	品目により介護保険が優先
○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	品目により介護保険が優先
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	小児慢性特定疾病医療受給者証所有者のみ対象
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	下肢または体幹2級以上の方のみ対象
○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	在宅単身世帯等
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	介護保険が優先
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	
○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	在宅単身世帯等
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	各種条件あり
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	在宅、3歳以上
○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	福祉タクシー利用料金助成と選択制
○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	事前相談が必要
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	事前相談が必要
○	○	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	現に歩行が困難な方
○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自分で書ける方
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	距離等により割引あり
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	
○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	自動車燃料費の補助と選択制
○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	
○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	第二種の方は自ら運転する場合に限る
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	
○	○	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	障害区分による
○	○	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	障害区分による
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	-	-	○	原則として専用診断書により認定
○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	原則として専用診断書により認定
○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○	原則として専用診断書により認定
○	○	-	-	○	○	○	-	○	-	-	-	○	平成29年4月1日以降の65歳以上新規手帳取得者は対象外
○	○	-	-	○	○	-	-	○	-	-	-	○	原則として専用診断書により認定
○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級に該当
○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	埼玉県心身障害者扶養共済制度
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	指定難病医療受給者証等による
○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	○	-	※1 平衡機能は5級以上
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	※2 体幹は5級以上、下肢、移動機能は6級以上、

障害者のシンボルマークについて

	障害者のための国際シンボルマーク 様々な障害のある人々が利用できる建物、公共交通機関や施設であることを示しています。
	盲人のための国際シンボルマーク 視覚障害者の安全やバリアフリーが考慮された建物、設備、機器等に表示しています。
	身体障害者標識 肢体に障害のあることを理由に免許に条件が付されている方が運転する自動車に表示しています。
	聴覚障害者標識 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する自動車に表示しています。
	耳マーク 聞こえないことへの配慮を求める場合などに使われる、聴覚障害者のマーク。
	ほじょ犬マーク 盲導犬、介助犬、聴導犬は、公共施設や公共交通機関はもちろん、デパートやスーパー、レストランなどの民間施設でも同伴できます。
	オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があるトイレなどに表示しています。
	ハート・プラスマーク 身体内部（心臓、肺、腎臓、膀胱、直腸・小腸、肝臓及び免疫機能）に障害があることを示しています。